

平成23年5月16日
文化庁文化財部長決定

ミュージアム・マネジメント研修実施要項

1. 趣旨

美術館・歴史博物館の管理運営に関する職員等に対し、美術館・歴史博物館の企画及び管理運営に必要な専門的知識並びに美術館・歴史博物館を取り巻く社会動向についての研修を実施し、その資質の向上を図る。

2. 主催

文化庁

3. 研修期間

3日間の研修とする。

4. 受講対象

- ①美術館・歴史博物館において管理職の地位にある者（事務系・学芸系を問わない。）
- ②都道府県又は市（区）町村において博物館行政を担当する職員
- ③上記①②と同等の職務を行う者で、文化庁が特に受講を認める者

5. 受講生の決定

受講生の募集は都道府県教育委員会を通じて行い、文化庁は都道府県教育委員会が推薦する者の中から受講生を選考・決定し、都道府県教育委員会に通知するものとする。

6. 修了証書の交付

当該年度のすべての課程を履修し、研修の成果について所定のレポートを提出した者には、文化庁から修了証書を交付する。

7. その他

研修の内容その他の実施に関する詳細については、別に設置する企画運営会議の意見を踏まえて定める。